

# 防災メール配信サービス登録のお願い

○このサービスとは？  
現在、防災行政無線で放送している防災情報などを、メールでお知らせするサービスです。

○利用に要する費用は？  
無料で利用できますが、メールの受信に通信料がかかる場合があります。

○災害時に有効です。

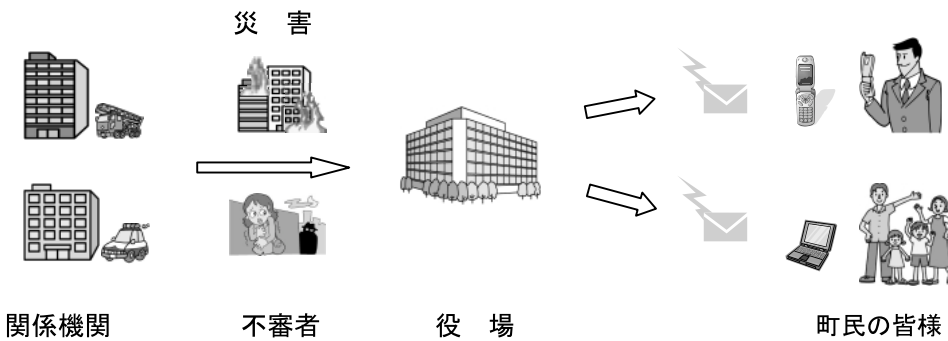
大規模災害時などの電話が通じにくい場合でも、携帯メールは比較的つながりやすい事から、連絡手段として非常に有効です。さらに、情報が文字であるため聞き間違いがなく、情報を早く正しく正確に大勢の人に伝えることができます。

○配信する情報とは？

- 1、災害情報  
地震など災害情報
- 2、防災情報  
避難勧告等の発令状況
- 3、防犯情報  
不審者などの防犯情報
- 4、町からのお知らせ  
イベント等、その他情報

○登録の方法  
URL

http://www.yokohama-e-shimo.kita.jp/occl/main.php?am=ctm



携帯電話は、次のQRコードを読みこんでも可能です。

東北関東大震災義援金について

この度の地震で被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

日赤青森県支部横浜町分区では、被災された方々を支援するために義援金を募集する事になりました。集められた募金は、日赤青森県支部を通じて日本赤十字社へ送金されます。町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、個人・団体等で直接送金する場合は、各金融機関備え付けの振込用紙にてご送金願います。

受付期間 平成23年9月30日(金)まで

◆お問合せ

◇役場健康福祉課内 日赤青森県支部横浜町分区担当 ☎78-2111(内220)

また、横浜町共同募金委員会(横浜町社会福祉協議会 ☎78-2067)では募金箱を設置する事になりましたので、ご協力をお願いします。

募金箱設置場所

北地区	日本ホワイトファーム株式会社	佐賀商店	澤谷酒店
	トラベルプラザサンシャイン	山洋船用	
本町地区	役場	よこはま温泉	横浜町漁業協同組合
	みちのく銀行横浜支店	青い森信用金庫横浜支店	ローソン道の駅前店
	横浜文具	菜の花プラザ	菅沼商店
	十和田おいらせ農業協同組合横浜町支店		
南地区	パートナーショップしもくぼ		

## 家庭教育支援ルーム (仮称)開設

横浜町では家庭教育の一環として、子を持つ親同士の交流の場所、親の相談の場所として家庭教育支援ルーム(仮称)を開設することにしました。また、お子様も一緒に、子育て支援員がお子様の相手をしてくれますので、お気軽にご利用ください。

○場所  
ふれあいセンター「生活指導室」

○対象者

乳幼児期、児童期の保護者

○時間

午前10時～正午

午後1時～午後2時30分

○実施曜日

毎週火・木曜日

イベント：6・8・10・12・2月に、毎週木曜日「しやべり場」を開きます。子を持つ親同士いろいろな話題で語り合ったり、情報交換したり楽しんで子育てに励んでいただける場所です。

◆お問合せ

◇横浜町教育委員会内

家庭教育支援ルーム

☎(78)6622(内20)

## 平成23年山火事予防運動

○統一標語

「その油断 緑の森を 火の海に」

○実施期間

平成23年4月29日(金)～

平成23年5月5日(木)

○重点事項

・枯れ草等のある火災が起りやすい場所では、たき火をしないこと  
・たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること  
・強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと  
・火入れを行う際、許可を必ず受けること  
・たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと  
・火遊びはしないこと

## 平成23年春の火災予防運動

○実施期間

4月11日(月)～4月17日(日)

○統一標語

『「消したかな」あなたを守る 合言葉』

【住宅防火 いのちを守る

### 7つのポイント

3つの習慣・4つの対策

3つの習慣

◎寝たばこは、絶対やめる。  
◎ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。  
◎ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

◎逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。  
◎寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。  
◎火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。

◎お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。  
※消火器・住宅用火災警報器の訪問販売・点検にご注意！  
各地で不適正な点検や高額請求の被害が多発しております！

### 【トラブル防止ポイント】

・身分証明書等の提示を求めらるること。  
・はつきりと点検を拒否する。  
・安易に承諾・契約書等にハンコを押さない。

## 合併処理浄化槽設置整備補助 交付対象地域を拡大します

横浜町では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、一部地域を除き、合併処理浄化槽設置整備補助金を交付してまいりましたが、これまで対象外だった公共下水道事業認可区域(本町地区のJRR大湊線から西側一帯)にも補助金を交付します。

なお、詳細につきましては役場産業建設課建設グループまで、お問い合わせ下さい。

○補助対象地域

百目木地区農業集落排水事業の処理区域(百目木町内全域)を除く横浜町全域

○補助の対象

次の条件をすべて満たす合併処理浄化槽を新規に設置する場合が対象となります。

1. 住宅用であること。(店舗など併設の場合は住宅部分の面積が50パーセント以上あること。)

2. 対象人数が10人以下の場合併処理浄化槽。

3. 建築基準法、浄化槽法、及び横浜町が定めている条件に適合すること。

○補助金の限度額

区分	限度額	摘要
5人槽	186,000円	床面積 130㎡以下
7人槽	216,000円	床面積 130㎡を超えるもの
10人槽	276,000円	2世帯住宅等(トイレ、風呂が各2ヶ所以上あるもの。)

◆お問合せ

◇役場産業建設課建設G

☎(78)2111(内340)

